

介護事業者に対する運営指導等の実績について (令和4年度)

1 目的

市が事業者指定の権限を有する居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者に対して、介護保険法第23条の規定に基づき指導等を行うことにより、サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることを目的に実施する。

なお、運営指導は、事業者指定期間内（6年間）で1回実施する。

2 実地指導等の内容及び結果

(1) 居宅介護支援事業者

ア 集団指導

目的 関係法令及び良質な事業展開のために必要な情報等の提供

実施期間 令和4年7月1日から7月15日まで

実施方法 YouTubeによる動画配信

対象者 市内居宅介護支援事業所

イ 運営指導

目的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和4年12月16日	きぼう	概ね適正
令和5年1月12日	ケアサポート若葉	概ね適正
令和5年2月17日	鶴ヶ島ケアセンターそよ風	概ね適正
令和5年2月22日	居宅介護支援事業所 みどりの風鶴ヶ島	概ね適正

(2) 地域密着型サービス事業者

ア 集団指導

目的 関係法令及び良質な事業展開のために必要な情報等の提供

実施期間 令和4年7月19日から8月5日まで

実施方法 YouTubeによる動画配信

対象者 市内認知症対応型共同生活介護事業所

イ 運営指導

目的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和4年7月27日	清光苑デイサービスセンター	概ね適正
令和4年8月24日	デイサービス ほほえみ	概ね適正

令和4年9月21日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所ベルグループ	概ね適正
令和4年10月20日	あったかホーム鶴ヶ島	概ね適正
令和4年10月26日	グループホーム暖家 鶴ヶ島	概ね適正